

地方税のジニ係数に対する税目別寄与*

渡 部 尚 史

1. はじめに

本稿は地方税総額のジニ係数を税目別に要因分解して、ジニ係数に対する税目別の寄与を数量的に明らかにすることを目的としている。

地方税の地域格差については、これまでジニ係数、変動係数、タイル尺度などの格差指標を用いて実証研究が数多く行われてきた。しかしジニ係数を用いた分析では係数の相対的な大小関係や時系列での動向を議論することが通例であり、税目別の寄与が分析されることは余りなかった。

地方税総額のジニ係数が地方税におけるウェイトの高い税目のジニ係数に左右されることはいうまでもない。したがって地方税の地域格差を考える際には、各税目のジニ係数だけでなく、そのウェイトも考慮しなければならない。こうした考えから、本稿ではジニ係数に構成比（ウェイト）を乗じた寄与度を中心にして、地方税の地域格差の議論を展開する。

本稿のもう一つの観点は個人分と法人分の地域格差に対する寄与である。これまで課税標準額の内訳など課税の状況に基づいた地域格差の研究はほとんどなかった。ここでは主要税目について、税収を課税標準額から個人分と法人分に分割して、ジニ係数および寄与度の動きをみる。このことにより地方税の負担状況を考える手掛かりが得られるものと思われる。

以下の構成は次のようである。第2節では1994年度の地方税のジニ係数を計算して寄与度を求める。第3節では1965年度以降の期間について地方税のジニ係数と寄与度を計算して、その推移を概観する。第4節では同期間について地方税のジニ係数の変化に対する税目別寄与率を計算する。最後に第5節と第6

節では、地域格差における個人分と法人分の寄与を明確にするため、税収の個人と法人への分割を道府県税の利子割と固定資産税（土地・家屋）について試みる。

2. 地方税のジニ係数

道府県税および市町村税を都道府県別に集計した地方税のデータを用いて⁽¹⁾、1994年度のジニ係数を主要税目別に計算したのが表1である。⁽²⁾ 地方税全体のジニ係数は0.154となり、道府県税は0.129、市町村税は0.172である。比較的構成比の高い税目についてみると、都市計画税（0.313）、事業税（0.211）、市町村民税（0.182）、道府県民税（0.166）などの税目のジニ係数が高い。

表1には地方税全体のジニ係数を構成税目へ要因分解した結果もまとめている。市町村税の寄与率が65.0%となり、地方税の地域格差の2/3は市町村税の格差によるものである。地域格差に最も寄与している税は市町村民税・個人であり、寄与率では21.3%を占めている。また事業税・法人や固定資産税・土地なども10%を上回る寄与率を示している。逆に市町村たばこ税と自動車税は構成比が各々約2%以上あるにもかかわらず、ジニ係数が極めて低いため、寄与率は1%に達しない。以上のジニ係数の要因分解の結果は、1991年度のデータを用いたタイル尺度による分析結果（高林1995）と同様である。

地方税の地域格差は1980年度ころまで、縮小傾向にあったことがよく知られている。⁽³⁾ 図1でジニ係数の長期的な動きをみると、1965年度の0.255から1975年度には0.196へ、さらに1979年度には0.173へ大きく低下している。この期間に地方税のジニ係数は2/3になった。そして安定した動きの時期を経て、1984年度からジニ係数は上昇を始めて、1989年度にはピークの0.208に達した。1990年度からは一転して急落状況にある。1994年度には0.154になり、1965年度以降の30年間では都道府県別にみる限り最も地方税の均等化が進んだといえる。⁽⁴⁾

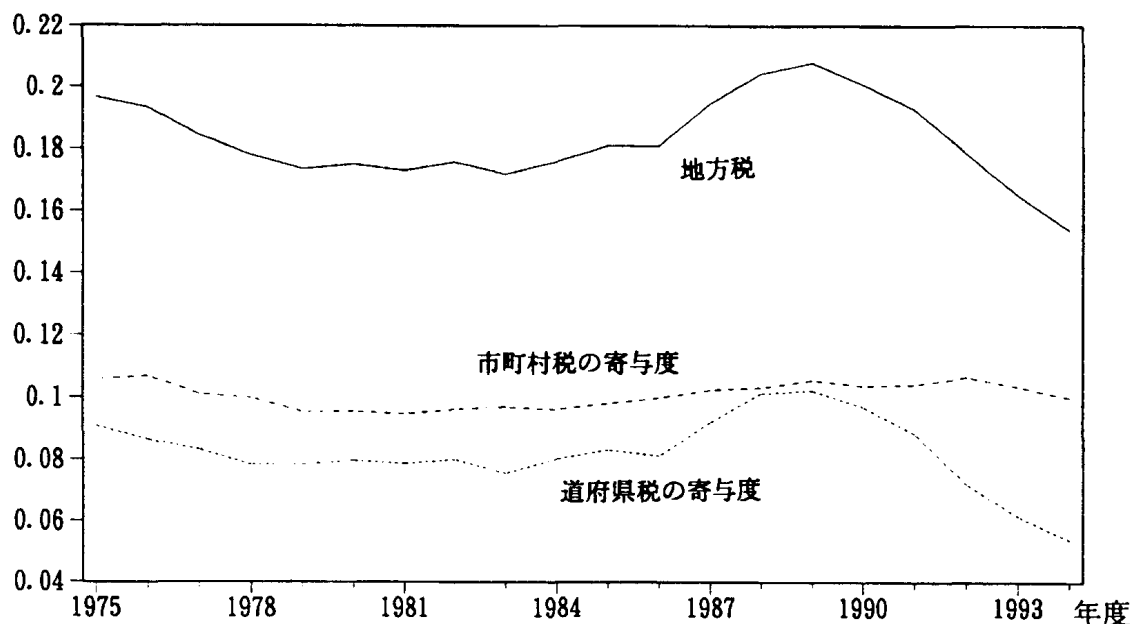
表1 地方税のジニ係数（1994年度）

税目	ジニ係数	構成比	寄与度	寄与率
地方税	0.154	100.0%	0.154	100.0%
道府県税	0.129	41.8	0.054	35.0
道府県民税	0.166	13.6	0.023	14.7
個人	0.156	7.6	0.012	7.7
法人	0.170	2.3	0.004	2.5
利子割	0.184	3.8	0.007	4.5
事業税	0.211	13.7	0.029	18.7
個人	0.231	0.8	0.002	1.1
法人	0.210	12.9	0.027	17.6
不動産取得税	0.178	2.0	0.004	2.3
道府県たばこ	0.062	1.1	0.001	0.5
自動車税	0.001	4.7	0.000	0.0
自動車取得税	0.040	1.8	0.001	0.5
軽油引取税	-0.07	4.0	-0.003	-2.0
その他の税	0.048	0.9	0.000	0.3
市町村税	0.172	58.2	0.100	65.0
市町村民税	0.182	26.1	0.048	30.9
個人	0.170	19.3	0.033	21.3
法人	0.217	6.8	0.015	9.6
固定資産税	0.145	24.5	0.036	23.2
土地	0.242	10.0	0.024	15.7
家屋	0.073	9.32	0.007	4.4
償却資産	0.089	5.0	0.004	2.9
交付金	0.107	0.2	0.000	0.1
市町村たばこ税	0.062	2.0	0.001	0.8
都市計画税	0.313	3.8	0.012	7.7
その他の税	0.218	1.7	0.004	2.4

(資料)自治省税務局編『地方税に関する参考計数資料』（平成8年度版）
 および自治省編『地方財政白書』（平成7年版），大蔵省印刷局。

こうしたジニ係数の動きから、1965年度以降の30年間を5年毎に6期に分けることができる。1965年度から1979年度までの3期間はジニ係数が低下する時期で、次の1980年度から1984年度の期間はジニ係数の安定期、1985年度から1989年度の期間は急上昇期、1990年度以降は急落期である。以下では、この期間の区分にしたがい分析を進める。

図1 地方税のジニ係数の長期的推移



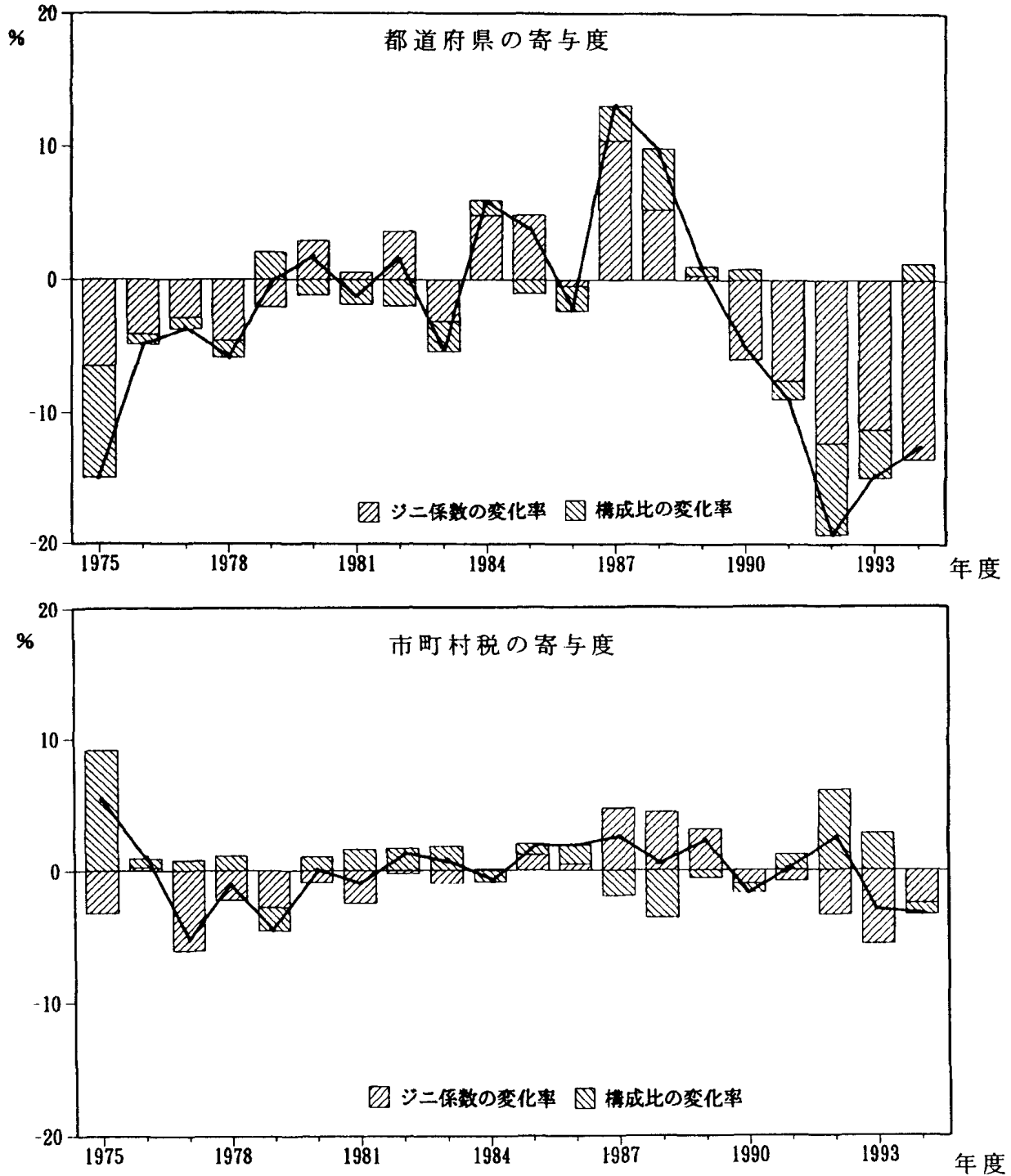
(資料) 自治省税務局編『地方税に関する参考計数資料』(各年度版) および自治省行政局編『全国人口・世帯数表 人口動態表』(各年版)、国土地理協会。

3. 主要税目の寄与度

まず地方税のジニ係数を道府県税の寄与度と市町村税の寄与度に分割して、それぞれの動向をみてみよう。図1で示したように、2つの寄与度は異なる動きをしている。道府県税の寄与度は地方税のジニ係数と並行した動きをする。この道府県税の動きは主要税目の道府県民税と事業税の動きを反映したものである。一方、市町村税の寄与度はほぼ0.1前後で、安定して推移している。この点を詳しく調べると、市町村民税と固定資産税が相反する動きをする傾向があり、全体として市町村税の寄与度は変動が少なくなる。この結果、地方税のジニ係数は市町村税の下支えを受けながら、道府県税の寄与度の影響により変動することになる。

さらに図2で、寄与度の動きをジニ係数の変化と構成比の変化に要因分解すると、次のような結果が得られる。道府県税ではジニ係数と構成比が同方向に変化することが多く、1983年度以降、こうした傾向が明瞭に観察される。この

図2 寄与度変化の要因分解



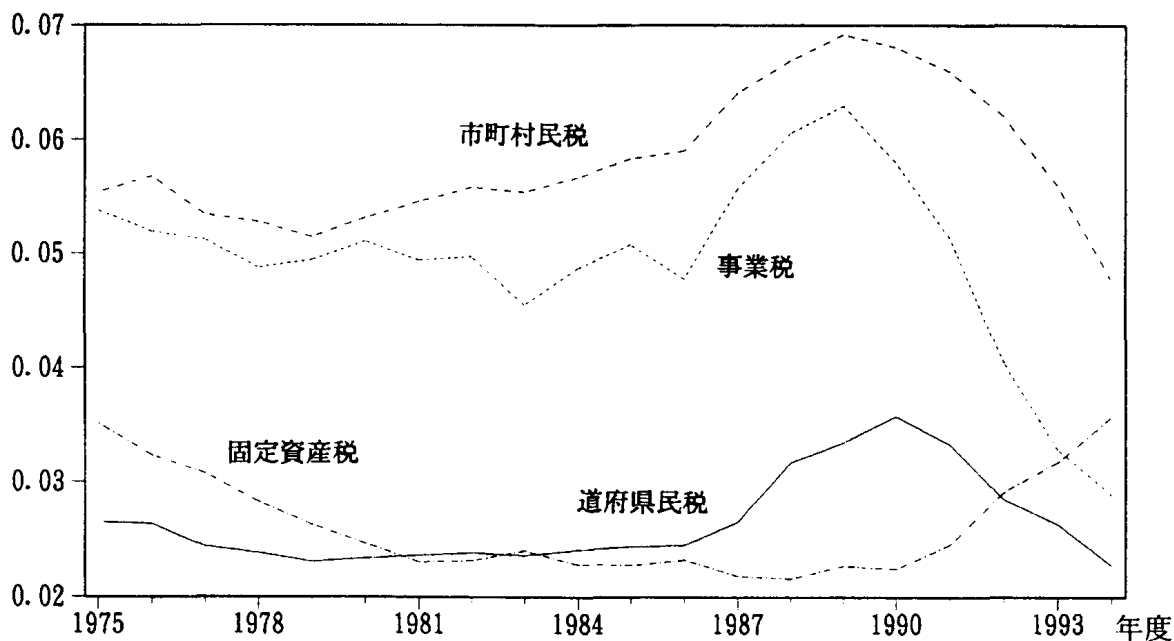
(資料) 図1と同じ。

地方税のジニ係数に対する税目別寄与

結果、道府県税の寄与度は大きく変動することになると考えられる。そして寄与度はジニ係数と並行した動きをしており、寄与度はジニ係数との相関が高い。市町村民税の場合には、ジニ係数の変動幅が相対的に小さいことが寄与度の安定をもたらしていると判断できる。とくに固定資産税のジニ係数は0.119から0.184の間で小幅に動いている。

次に税目別寄与度をみてみよう。以下では構成比の高い道府県民税、事業税、市町村民税、固定資産税の4つの主要税目を中心に議論を進める。これら主要4税目の構成比は1960年代後半の70%程度から1994年度には78.0%に達し、この30年間に限るとほぼ上昇傾向にある。また各税については、事業税の構成比は予想通り大きく変動するが、道府県民税、市町村民税、固定資産税は着実に構成比を高めている。とりわけ市町村民税の構成比は1975年度の24.3%から1992年度には29.4%に上昇し、地方税のジニ係数への影響度を高めている。⁽⁵⁾

図3 主要税目の寄与度の長期的推移



(資料) 図1と同じ。

表2 地方税のジニ係数に対する各税目の寄与率 (単位：%)

税目	65-69 年度	70-74 年度	75-79 年度	80-84 年度	85-89 年度	90-94 年度
地方税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
道府県税	58.3	54.4	44.8	44.9	47.6	41.8
道府県民税	13.4	13.8	13.4	13.6	14.6	16.4
個人	7.8	8.0	8.1	8.0	7.4	7.8
法人	5.6	5.8	5.3	5.6	5.4	2.7
利子割	—	—	—	—	1.8	5.9
事業税	33.1	33.1	27.6	27.8	28.8	23.7
個人	1.4	1.0	0.5	0.7	0.8	1.0
法人	31.7	32.1	27.1	27.2	28.0	22.7
不動産取得税	2.3	1.8	1.1	0.9	1.4	1.4
道府県たばこ税	1.2	0.7	0.5	0.5	0.4	0.4
料理飲食等消費税	3.3	2.5	2.4	2.2	1.5	—
自動車税	3.0	1.5	-0.1	-0.3	0.1	0.1
自動車取得税	0.5	0.5	0.2	0.4	0.7	0.6
軽油引取税	0.9	0.2	-0.1	-0.1	-0.2	-1.2
その他の税	0.6	0.3	-0.1	-0.1	0.1	0.4
市町村税	41.7	45.6	55.2	55.1	52.4	58.2
市町村民税	22.4	25.6	29.3	31.7	32.8	33.7
個人	13.8	15.6	16.6	17.7	17.8	21.7
法人	8.6	10.0	12.6	13.9	15.0	11.9
固定資産税	12.5	12.9	16.3	13.5	11.5	16.1
土地	2.1	6.0	11.3	9.8	8.2	10.8
家屋	6.6	4.1	3.3	2.3	2.0	3.0
償却資産	3.7	2.7	1.7	1.1	1.4	2.2
交納付金	0.1	0.1	0.0	0.4	0.0	0.1
市町村たばこ税	2.0	1.2	1.1	0.8	0.8	0.7
電気税・ガス税	2.7	1.7	1.2	1.2	0.6	—
都市計画税	2.5	4.2	5.4	5.9	4.8	5.6
その他の税	-0.5	-0.2	1.9	2.0	1.9	2.1

(資料) 図1と同じ。

寄与度の動きで注目されるのは事業税と固定資産税である。事業税は1960年代後半からの約10年間は0.06以上の寄与度があり、市町村民税などを上回っていた。しかし図3が示すように、1975年度からは市町村民税の寄与度を下回る状態が続いている。しかも事業税は1980年代後半を除いて、長期的には地方税のジニ係数を下げる方向に作用している。この点について、回帰分析から1975

地方税のジニ係数に対する税目別寄与

年度以降の期間に事業税は税収の増加率が10.1%以下であれば、寄与度が下がる傾向が認められる⁽⁶⁾。また固定資産税は1980年代には寄与度が0.03以下であったが、1990年代に入り寄与度を急激に高めて、事業税を上回るようになった。1989年度以降の寄与度の上昇の65%は土地によるものであるが、土地の寄与度の上昇はジニ係数と構成比の両者の上昇によってもたらされている。

さらに寄与率から、地方税の地域格差がどの税目で何%説明できるのかをみよう。表2からわかるように、この30年間に市町村民税・個人の寄与率が上昇している⁽⁷⁾。また道府県民税・個人も8%前後の寄与率を維持しており、個人分の住民税の寄与率は1994年度には29.0%になる。法人分は道府県民税と事業税で1965年度以降の期間に低下傾向にあるといえるが、市町村税では逆に1985—89年度までは上昇傾向にあった。固定資産税の寄与率は1975年度から1985年度の間は低下傾向が続いたが、1990—94年度の時期には地方税のジニ係数の約1/5弱を説明するまでに高まった。また都市計画税の寄与率も比較的高く、固定資産税関係の影響度は現在では20%を上回る状況である。主要4税目の合計でみると、寄与率は80%~90%の間で推移し、1985年度以降に限ると85%以上の高い水準にある。

4. ジニ係数の変化に対する税目別寄与

ジニ係数の動きに対して各税目はどの程度の寄与があるのであろうか。地方税のジニ係数が停滞した1980—84年度の時期を除いて税目別に要因分解した結果が表3である。1965—69年度の時期には、ほとんどの税目が低下の方向に働いている。しかしジニ係数の低下の59.9%が市町村税によるもので、とりわけ市町村民税・個人と固定資産税・家屋の寄与率がそれぞれ20%以上と大きい。また住民税・個人は53.0%で1/2を上回る寄与を示している。一方、事業税・法人は他の主要税目とは逆に上昇の方向に寄与している。

1970年度以降の時期になると、道府県税の寄与率が著しく高くなる。ジニ係

表3 地方税のジニ係数の変化に対する税目別の寄与率
(単位：%)

税目	65-69 年 度	70-74 年 度	75-79 年 度	85-89 年 度	90-94 年 度
地 方 税	-100.0	-100.0	-100.0	100.0	-100.0
道 府 県 税	-40.2	-120.0	-79.1	72.8	-93.4
道府県民税	-25.4	-5.9	-16.3	29.3	-22.2
個人	-26.7	2.7	-11.2	0.5	-1.6
法人	1.3	-8.6	-5.2	0.8	-9.1
利子割	-	-	-	27.9	-11.5
事業税	13.0	-61.7	-45.0	44.9	-65.9
個人	-1.6	-6.2	-1.8	1.0	-0.0
法人	14.6	-55.4	-43.2	43.8	-65.9
不動産取得税	-12.0	-6.2	-5.3	2.9	2.6
道府県たばこ税	-4.6	-4.7	-0.3	-0.2	-0.0
料理飲食等消費税	-7.9	-8.4	-2.2	-7.8	-
自動車税	-1.8	-16.0	-6.8	0.9	-0.5
自動車取得税	10.9	-7.4	-0.1	1.7	-2.0
軽油引取税	-7.9	-7.2	-1.3	-1.5	-4.0
その他の税	-4.5	-2.6	-1.6	2.6	-1.3
市 町 村 税	-59.9	20.0	-20.9	27.2	-6.6
市町村民税	-22.7	14.2	-17.4	38.7	-38.1
個人	-26.3	12.3	-15.8	17.8	-4.8
法人	3.6	1.8	-1.6	20.9	-33.3
固定資産税	-24.3	7.6	-14.5	-2.2	25.0
土地	12.5	37.5	2.7	-3.4	16.4
家屋	-21.6	-18.4	-10.3	0.5	5.0
償却資産	-16.0	-10.9	-7.0	0.6	3.4
交納付金	0.8	-0.6	0.1	0.1	0.2
市町村たばこ税	-6.4	-8.2	-0.6	-0.5	-0.0
電気税・ガス税	-14.9	-7.6	-4.6	-5.2	-
都市計画税	8.6	8.8	8.0	-5.3	5.9
その他の税	-0.2	5.3	8.3	1.6	0.6

(資料) 図1と同じ。

(注) マイナスはジニ係数の低下に寄与したことを示す。また地方税のジニ係数がほとんど変化しない1980-84年度は除いてある。

数の変動の70%以上が道府県税によるものである。とりわけ事業税・法人の寄与率が高く、1990年度以降のジニ係数の低下の65.9%は事業税・法人によるものである。一方、市町村税の寄与は相対的に小さい。しかし1985年度以降に注目すると、市町村民税と固定資産税は地方税のジニ係数に異なる影響を及ぼしていることがわかる。1985-89年度の時期には市町村民税は上昇に寄与してい

地方税のジニ係数に対する税目別寄与

るが、固定資産税は低下の方向に作用した。1990年度以降の急落期には市町村民税が低下に38.1%寄与する一方で、固定資産税が上昇に25.0%寄与した。その結果、ジニ係数に対する効果が相殺される形になり、市町村全体の寄与率は6.6%にすぎない。

このように道府県税とくに事業税の寄与度が地方税のジニ係数の動きを左右することがわかる。この結果は図1で道府県税の寄与度が地方税のジニ係数と並行して動いていることから予想される。1965年度以降について回帰分析を行うと、自由度修正済決定係数は0.976となり、地方税のジニ係数の動きは道府県税の寄与度でほとんどが説明できる。また道府県税の中でも事業税の影響が大きく、事業税・法人の寄与度で回帰分析を行うと、自由度修正済決定係数は0.875となる。

5. 個人分と法人分への分割

これまで予算上の租税分類にしたがい、地方税のジニ係数への寄与を分析してきた。個人分の住民税の寄与率が高まっていること、またジニ係数の動きは事業税・法人によるところが大きいことなどが明確になった。以下では個人と法人の税負担の観点から、税収を個人分と法人分に分割して、ジニ係数の動きをみたい。本稿では資料の制約もあり、主要税目に限定して税収額を個人分と法人分に分割する試みを行う。ここで分割作業が必要な税目は道府県民税の利子割と固定資産税である。

利子割の分割に必要な支払利子額のデータは個人・法人別に得られない。ここでは日本銀行調査統計局編『都道府県別経済統計』に掲載されている都道府県別の預貯金額から利子割額を推計する。個人預貯金残高と預貯金残高から求めた個人貯蓄比率（＝個人預貯金残高／預貯金残高）を利子割総額に乗じて、個人分の利子割額を得る。残りの利子割額を法人分とする。⁽⁸⁾

日銀統計では、1994年度に東京都が預貯金残高の20.4%、個人預貯金残高の

13.7%を占めている⁽⁹⁾。個人貯蓄比率は利子割が導入された1988年度には58.4%であったが、次第に上昇して1994年度には65.3%になっている。都道府県別でみると、低いのは東京都(43.8%)、大阪府(62.0%)、愛知県(66.8%)、宮城県(67.3%)、島根県(67.7%)などで、逆に高いのは千葉県(77.8%)、山梨県、茨城県、徳島県、神奈川県、埼玉県など東京都周辺の県である。

固定資産税の個人分と法人分は、自治省税務局固定資産税課・資産評価室編『固定資産の価格等の概要調書』のデータから求める。まず土地については課税標準額が個人分と法人分に分割され都道府県別に掲載されているので、この課税標準額の状況から土地税額を個人分と法人分に分割する。1994年度のデータから、課税標準額に占める個人分の割合は52.9%であり、この割合は1988年度の56.7%から次第に低下している。ジニ係数を左右する東京都の全国シェア(1994年度)は個人分が16.7%、法人分が23.6%である。1988年度と比較すると、個人分における東京都の全国シェアに変化がみられないものの、法人分の全国シェアは上昇している。

次に家屋の分割について説明する。『固定資産の価格等の概要調書』からは都道府県別の個人分と法人分の金額が決定価格あるいは課税標準額について不明である。同書で都道府県別に得られるデータは木造と非木造で分けた決定価格(法定免税点以下を含む)である。そこで木造の全額と非木造の住宅・アパート分を合計した決定金額を個人分として、非木造のうち住宅・アパートを除く決定金額を法人分とする。この分割方法による誤差は全国合計でみる限り、ほとんどないことが確認できる⁽¹⁰⁾。

最後に償却資産は全国計では個人分が数%あるが、都道府県別のデータが得られない。本稿では全額を法人分とみなして、議論を進める。

6. ジニ係数に対する個人分と法人分の寄与

前節のデータから計算したジニ係数は表4のようである。1984年度以降につ

表4 主要税目のジニ係数と寄与率（個人分と法人分）

税目	1984年度	1989年度	1994年度
地方税	0.176(100.0%)	0.208(100.0%)	0.154(100.0%)
個人分	0.193(31.6%)	0.178(31.3%)	0.152(40.5%)
道府県民税（個人）	0.151(7.9%)	0.183(6.6%)	0.156(7.7%)
利子割	— (—)	0.254(1.9%)	0.113(1.8%)
事業税（個人）	0.231(0.8%)	0.258(0.8%)	0.231(1.1%)
市町村民税（個人）	0.162(17.5%)	0.198(17.7%)	0.170(21.3%)
固定資産税・土地	0.182(4.4%)	0.172(3.4%)	0.188(6.5%)
固定資産税・家屋	0.042(1.0%)	0.051(1.0%)	0.058(2.1%)
法人分	0.320(53.3%)	0.275(59.1%)	0.196(46.9%)
道府県民税（法人）	0.286(5.8%)	0.261(4.5%)	0.170(2.5%)
利子割	— (—)	0.542(3.0%)	0.318(2.7%)
事業税（法人）	0.292(26.9%)	0.307(29.5%)	0.210(17.6%)
市町村民税（法人）	0.291(14.7%)	0.308(15.6%)	0.217(9.6%)
固定資産税・土地	0.262(4.8%)	0.265(4.1%)	0.302(9.3%)
固定資産税・家屋	0.082(1.2%)	0.075(0.9%)	0.094(2.3%)
固定資産税・償却資産	-0.001(-0.0%)	0.080(1.4%)	0.089(2.9%)
その他	0.064(15.1%)	0.107(9.7%)	0.087(12.6%)

（資料）自治省税務局編『地方税に関する参考計数資料』（各年度版）および自治省税務局固定資産税課・資産評価室編『固定資産の価格等の概要調書』（各年度版）。

（注）括弧内の計数は寄与率を示す。

いてみると、ジニ係数は利子割、土地、家屋のいずれも法人分が個人分よりも大きい。この推計結果は法人活動の地域集中が見られることから予想される。たとえば東京都の全国シェア（1994年度）は利子割では個人分が13.7%であるのに対して、法人分は31.6%である。また土地では個人分が16.5%であるが、法人分が23.4%となる。相対的に地域格差が少ない家屋では個人分が11.8%であるが、法人分は13.6%である。

ジニ係数の動きを1984年度以降についてみると、利子割が個人分と法人分で急減している。土地のジニ係数は個人分が比較的安定した動きをするのに対して、法人分は上昇傾向が認められる。個人分のジニ係数の安定は住宅用地への負担軽減措置等の効果が現れているものと思われる。法人分のジニ係数は0.302と、主要税目の中では法人分の利子割に次いで高い。家屋のジニ係数は相対的に低い、個人分と法人分のいずれも上昇傾向にあると考えられる。

次に寄与率を計算して、地方税のジニ係数に個人分と法人分がどの程度の寄与をしているかを示そう。表4の括弧内の数値から明らかなように、1994年度の地方税のジニ係数の40.5%は個人分、46.9%は法人分によるものである。⁽¹¹⁾個人分では市町村民税が21.3%、道府県民税が7.7%である。また固定資産税の寄与率は8.6%あり、道府県民税を上回る数値である。一方、法人分では事業税の17.6%が大きいものの、市町村民税や固定資産税・土地もそれぞれ約9%の寄与率がある。固定資産税の寄与率は合計で14.5%に達し、市町村民税を上回り、事業税に次ぐ大きさがある。1889年度との比較をすると、個人分では市町村民税や土地の寄与率がともに上昇しているが、法人分では市町村民税が下落する一方で、土地が上昇している。

ジニ係数の動きに個人分と法人分がどの程度の寄与があるのかを見よう。1985-89年度と1990-94年度の2期間について計算すると、表5の結果が得られる。1985-89年度のジニ係数の上昇は85.2%が法人分で説明される。また1990-94年

表5 ジニ係数の変化に対する個人分と法人分の寄与率
(単位：%)

税 目	1985-89年度	1990-94年度
地 方 税	100.0	-100.0
個 人 分	28.0	-2.4
道府県民税 (個人)	0.5	-1.6
利子割	10.6	-3.7
事業税 (個人)	1.0	-0.0
市町村民税 (個人)	17.8	-4.8
固定資産税・土地	-2.9	5.6
固定資産税・家屋	0.9	2.1
法 人 分	85.2	-98.4
道府県民税 (法人)	0.9	-9.1
利子割	16.4	-7.2
事業税 (法人)	43.8	-65.9
市町村民税 (法人)	20.9	-33.3
固定資産税・土地	-0.5	10.8
固定資産税・家屋	-0.4	2.9
固定資産税・償却資産	0.6	3.4
そ の 他	-13.2	0.8

(資料) 表4と同じ。

度の低下は法人分が98.4%を占めており、1985年度以降の地方税のジニ係数は法人分に左右されることが明確になる。また固定資産税は土地、家屋、償却資産のいずれも寄与度が上昇して、法人分の寄与を下げる方向に機能している。一方、個人分の寄与はわずか2.4%であるが、これは住民税の低下と固定資産税の上昇が均衡する形になっているためである。

7. おわりに

本稿では単にジニ係数を計算するのではなく、寄与度を中心にして議論を進めた。寄与度を用いる分析により、どの税目が地方税のジニ係数やジニ係数の変化に寄与しているのかが明らかになる。最近の地方税のジニ係数は道府県税の寄与が顕著に低下する一方で、市町村税の寄与が高まっている。とりわけ市町村民税や固定資産税の寄与率が次第に高まっている。またジニ係数の変化は道府県税とくに事業税によりもたらされていることが明確になった。こうした中で、寄与度に関しては固定資産税が住民税や事業税とは逆の動きしていることが注目される。

また道府県税・利子割と固定資産税の税収を個人分と法人分に分割する作業も試みた。その結果、固定資産税の土地と家屋については、ジニ係数と寄与度のいずれも法人分が個人分よりも高いと推定される。1990—94年度の固定資産税のジニ係数の上昇についても、法人分が個人分よりも上昇に大きく寄与していると思われる。

しかし本稿では、税制改正や経済成長がジニ係数に影響を及ぼす効果を数量的に分離することができなかった。こうした数量的な分析は地方税に関する租税政策を考える上で、不可欠である。事業税の分割基準の改正や固定資産税の負担調整措置がそれぞれのジニ係数にどの程度の効果をもたらしたのかは興味のあるテーマである。

さらに都市計画税など主要税目以外の税について個人分と法人分の分割を試

みることが必要である。都市計画税の分割ができれば、ジニ係数に対する固定資産税関係の寄与の程度がより明確になる。

注

*本稿は日本財政学会第53回大会（1996年10月26日）の報告「地方財政の構造的変化と地方団体の行動」（田平正典・滋賀大学助教授，國崎稔・兵庫県立看護大学講師との共同報告）のうち，筆者担当分に加筆修正を加えたものである。討論者の高林喜久生・関西学院大学教授に謝意を表したい。

- (1) 東京都が特別区で徴収した市町村税相当分は市町村税，特別区が徴収した道府県税相当分は道府県税としている。
- (2) ここでは寄与度を求めるために，1人当たりの地方税が少ない都道府県順に並び替えを固定して，各税のジニ係数を計算した。また寄与度は各税のジニ係数にその構成比を乗じたものである。
- (3) たとえば変動係数を用いた齊藤慎（1989）p.110をみよ。また1980年度から1991年度までの市町村税のジニ係数については，小倉（1995）pp.254-255がある。
- (4) またジニ係数を道府県税と市町村税に分けてみると，市町村税の方が変動が少ないものの，いずれ地方税全体のジニ係数と並行して動いている。
- (5) 道府県民税と合わせた住民税の構成比は1965年度に31.0%であったが，1994年度には39.8%に達した。この30年間でみると，おおむね構成比は上昇傾向にあった。
- (6) 1975年度以降の20年間について，寄与度の変化率を税収の変化率で回帰すると，次のようになる。

$$\text{事業税の寄与度の変化率} = -7.055 + 0.696 \times \text{事業税の税収の変化率} \\ (-1.59) (8.77)$$

$$R^2 = 0.800$$

税収の伸び率が高いと寄与度が上昇する関係がある。この式から税収の変化率が10.1%以下であれば，寄与度は低下することがわかる。また1990年代の事業税の寄与度の低下はジニ係数と構成比の両方の低下による。

- (7) 各税のジニ係数は各期間中の平均税収額から計算している。
- (8) 利子割の都道府県別構成比と預貯金総額の都道府県別構成比の間には大きな差がない。1994年度の利子割に占める東京都のシェアは19.5%であるが，預貯金総額のシェアは20.4%である。また預貯金額等のデータは毎年3月末のものなので，当該年3月末と翌年3月末のデータの単純平均から年度央（9月末）を求めて，利

子割額を計算した。

- (9) ここで用いた貯蓄のデータには公社債等が含まれていないので、東京都の全国シェアが低くなると思われる。
- (10) 課税標準の都道府県別データが掲載されていないので、決定価格を用いる。課税標準額は決定価格より若干少ないが、決定価格を用いても問題はないように思われる。個人分の決定価格（1994年度）の全国合計は134兆2,045億円であるが、この推計では135兆8,838億円となり、全国合計では大きな誤差はない。
- (11) さらに表1のデータを用いて、個人分に道府県たばこ税と市町村たばこ税を、法人分に軽油引取税を加えると、個人分の寄与率は41.8%、法人分の寄与率は44.8%となる。

参考文献

- [1] 自治総合センター（地方税制合理化方策等調査研究委員会）編（1984）『地方税制の基本的あり方に関する報告』地方財務協会。
- [2] Lambert, P. (1993) .*The Distribution and Redistribution of Income*, 2nd ed., Basil Blackwell.
- [3] 小倉波子（1995）「1980年代後半以降における地方交付税の財政調整機能の変容」, 日本地方財政学会編『税制改革の国際比較』勁草書房。
- [4] 齊藤慎（1989）『政府行動の経済分析』創文社。
- [5] Sen, A. (1973) .*On Economic Inequality*, Oxford U.P. (杉山武彦訳『不平等の経済理論』日本経済新聞社, 昭和59年)
- [6] 高林喜久生（1995）「税収の地域間格差について」『広島大学年報経済学』第16巻, pp.15-32。

資料

- [1] 地方財政調査研究会編『地方財政統計年報』各年版, 地方財務協会。
- [2] 自治省編『地方財政白書』各年版, 大蔵省印刷局。
- [3] 自治省行政局編『全国人口・世帯数表 人口動態表』各年版, 国土地理協会。
- [4] 自治省税務局編『地方税に関する参考計数資料』各年度版。
- [5] 自治省税務局固定資産税課・資産評価室編『固定資産の価格等の概要調書（家屋）（都道府県別表）』各年度版。
- [6] 自治省税務局固定資産税課・資産評価室編『固定資産の価格等の概要調書（土地）（都道府県別表）』各年度版。
- [7] 自治省税務局固定資産税課・資産評価室編『固定資産の価格等の概要調書（土地）（家屋）（償却資産）』各年度版。
- [8] 日本銀行調査統計局編『都道府県別経済統計』各年版, ときわ総合サービス。